

◆所得控除◆

雑損控除

納税義務者又はその者と生計同一の配偶者、その他親族が有する資産について、災害、盗難、横領による住宅、家財、現金の損害一定額

【控除計算】※A、B いずれか多い方の金額

A: (損失額－保険金等による補てん額)－(総所得金額等の合計×10%)

B: 災害関連支出の金額－5万円 ※災害関連支出…豪雪地帯の屋根の雪下ろし費用、豪雨時の掃除費用など

医療費控除

納税義務者又はその者と生計同一の配偶者、その他親族に係る医療費の支払いで、治療・診療費用、薬代、出産費用、通院費(タクシー代など)、歯科代、介護保険サービス費用、柔道整復師・指圧師・はり師等の施術費など

※健康診断等の取扱…人間ドックなど健康診断費用は医療費に含まれないが、異常が見つかった場合は医療費に含まれる。

【控除計算】

(支払った医療費－保険等による補てん額)－(総所得金額等の合計額×5%又は10万円のいずれか少ない方)

※最高限度200万円

医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)

納税義務者又はその者と生計同一の配偶者、その他親族に係る特定一般用医薬品等購入費

※納税義務者が健康の保持増進及び疾病の予防への取組として、一定の取組を行った書類が必要(人間ドックやインフルエンザの予防接種など法令に基づき行われるもの)

【控除計算】

(支払った特定一般用医薬品等購入費－保険等による補てん額)－12,000円

※最高限度8万8千円

※通常の医療費控除とセルフメディケーション税制による医療費控除の特例は選択適用です。一方しか控除できません。

社会保険料控除

健康保険料、国民健康保険税(料)、後期高齢者医療保険料、介護保険料、労働保険料、国民年金保険料、国民年金基金の掛け金、厚生年金保険料など

【控除計算】前年中に支払った全額を控除

小規模企業共済等掛金控除

小規模企業共済制度に基づく共済掛金、確定拠出年金法に基づく企業型年金加入者掛金・個人型年金加入者掛金、地方公共団体が行う心身障害者扶養共済掛金

【控除計算】前年中に支払った全額を控除

生命保険料控除

【旧契約】平成 23 年 12 月 31 日以前に契約の場合

《所得税》

支払額(A)	控除額
～ 25,000円	全額控除
25,001～ 50,000円	$(A) \times 0.5 + 12,500$ 円
50,001～100,000円	$(A) \times 0.25 + 25,000$ 円
100,001円～	50,000円

《住民税(市・県民税)》

支払額(A)	控除額
～15,000円	全額控除
15,001～40,000円	$(A) \times 0.5 + 7,500$ 円
40,001～70,000円	$(A) \times 0.25 + 17,500$ 円
70,001円～	35,000円

【新契約】平成 24 年 1 月 1 日以後に契約の場合

《所得税》

支払額(A)	控除額
～20,000円	全額控除
20,001～40,000円	$(A) \times 0.5 + 10,000$ 円
40,001～80,000円	$(A) \times 0.25 + 20,000$ 円
80,001円～	40,000円

《住民税(市・県民税)》

支払額(A)	控除額
～12,000円	全額控除
12,001～32,000円	$(A) \times 0.5 + 6,000$ 円
32,001～56,000円	$(A) \times 0.25 + 14,000$ 円
56,001円～	28,000円

★一般生命保険料・個人年金保険料で新・旧両方ある場合の限度額

(所得税)4万円 (個人住民税)2.8万円

★各保険料控除合計適用限度額

(所得税)旧契約:10万円、新契約:12万円 (個人住民税)7万円

(注)控除額の計算において算出した金額に1円未満の端数がある場合は、その端数を切り上げ

地震保険料控除

《所得税》

《住民税(市・県民税)》

	支払額(A)	控除額		支払額(A)	控除額
地震	～50,000円	全額控除	地震	～50,000円	(A) × 0.5
	50,001円～	50,000円		50,001円～	25,000円
長期損害	～10,000円	全額控除	長期損害	～5,000円	全額控除
	10,001～20,000円	(A) × 0.5 + 5,000円		5,001～15,000円	(A) × 0.5 + 2,500円
	20,001円～	15,000円		15,001円～	10,000円

★①地震保険②長期損害 両方ある場合(①+②)の限度額 (所得税)5万円、(個人住民税)2.5万円

(注1)一つの契約内で地震保険と長期損害保険の両方がある場合はどちらか一方のみを控除

(注2)控除額の計算において算出した金額に1円未満の端数がある場合は、その端数を切り上げ

障害者控除

※判定時期は前年12月31日時点の現況(ただし、死亡者は死亡時の現況で判定)

特別障害…身体1・2級、精神1級、療育A・A1・A2級

普通障害…身体3・4・5・6級、精神1級以外、療育B1・B2級

寡婦・ひとり親控除

※判定時期は前年12月31日時点の現況

- 寡婦…
- ①夫と死別した後婚姻していない者又は夫の生死不明である者で、合計所得500万円以下の者。
 - ②夫と離婚後婚姻していない者又は夫の生死不明である者で、扶養親族・生計同一の子(総所得金額48万円以下)を有する者
- ひとり親… 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいない者で生計同一の子(総所得金額48万円以下)を有し、合計所得500万円以下の者。

勤労学生控除

各種学校・職業訓練校・通信教育を含む学生で、合計所得金額が75万円以下で事業所得・給与・退職・雑所得以外の所得が10万円以下の場合

扶養控除

納税義務者の配偶者以外の生計同一の親族であり、合計所得が48万円以下の場合
(※青色・白色専従者は対象外)

配偶者控除

民法上の配偶者で生計同一の者であり、合計所得が48万円以下かつ納税義務者の合計所得金額が100万円以下の場合

(※青色・白色専従者は対象外)

	納税義務者の合計所得金額					
	900万円以下		900万円超 950万円以下		950万円超 1,000万円以下	
	所得税	個人住民税	所得税	個人住民税	所得税	個人住民税
配偶者の合計所得金額 48万円以下	38万円	33万円	26万円	22万円	13万円	11万円
老人控除対象配偶者	48万円	38万円	32万円	26万円	16万円	13万円

配偶者特別控除

民法上の配偶者で生計同一の者であり、納税義務者の合計所得金額が1000万円以下の場合

(※青色・白色専従者は対象外)

	納税義務者の合計所得金額					
	900万円以下		900万円超 950万円以下		950万円超 1,000万円以下	
	所得税	個人住民税	所得税	個人住民税	所得税	個人住民税
配偶者の合計所得金額 48万円超 95万円以下	38万円	33万円	26万円	22万円	13万円	11万円
95万円超 100万円以下	36万円		24万円		12万円	
100万円超 105万円以下	31万円		21万円		11万円	
105万円超 110万円以下	26万円		18万円		9万円	
110万円超 115万円以下	21万円		14万円		7万円	
115万円超 120万円以下	16万円		11万円		6万円	
120万円超 125万円以下	11万円		8万円		4万円	
125万円超 130万円以下	6万円		4万円		2万円	
130万円超 133万円以下	3万円		2万円		1万円	
133万円超	0円					

【控除一覧表】

控除項目		所得税(A)	個人住民税(B)	人的控除差 (A)-(B)	
控除対象外	年少 16歳未満	0円	0円	—	
扶養	その他16～18歳 23歳以上	38万円	33万円	5万円	
	特定19～22歳	63万円	45万円	18万円	
	老人	一般	48万円	38万円	10万円
		同居	58万円	45万円	13万円
障害者	特別	40万円	30万円	10万円	
	同居特別障害	75万円	53万円	22万円	
	普通	27万円	26万円	1万円	
寡婦控除 勤労学生		27万円	26万円	1万円	
ひとり親控除		35万円	30万円	5万円	
基礎 ※		48万円	43万円	5万円	

※合計所得金額が 2,400 万円を超える納税義務者についてはその合計所得金額に応じて控除額が逡減し、合計所得金額が 2,500 万円を超える納税義務者については基礎控除の適用はない。

納税義務者の合計所得金額	控除額
2,400 万円超 2,450 万円以下	32 万円
2,450 万円超 2,500 万円以下	16 万円
2,500 万円超	0 円